

畳 悪徳業者に 注意！

消費者センターに多くの苦情が寄せられています。

《実例》

1. 1級畳製作技能士(国家資格)とよく似た紛らわしい資格名(例えば畳1級技士など)を、勝手につけている。
2. 明らかにサイズが違う厚い畳を入れられ襖がつかえて取り外せなくなっていたので、施工した畳屋に電話した。すると、畳屋は「うちは悪くない。大工に言って敷居を削ってもらってくれ」と、とんでもないことを言われ電話を切られた。どうしても納得いかず、再度電話をかけたら切られた。その後も電話をしたが切られてしまう。おかしいと思って調べてみたら、そこに畳屋は存在しなかった。
3. チラシの2,500円の畳をたのんだのに、脅迫まがいなことを言われて高額の畳を買わされた。

どうせ畳をたのむなら、安心・信頼の
大阪畳商工業協同組合加盟店へ

畳110番 組合事務局 06-6534-1545